

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(参考資料：柏原市地域防災計画及び柏原市総合防災マップ

<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2015100200029/>)

(参考資料：柏原市総合防災マップ

<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2023041300111/>)

【地震】

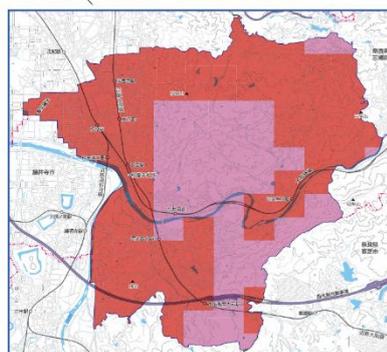
大阪府で検討された地震被害想定のうち、柏原市に大きく影響を与えると考えられるのは、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震A、上町断層帯地震B、生駒断層帯地震の4つである。

このうち、市域に最大の被害をもたらすとされているのが、生駒断層帯の直下型地震で、市全域が震度6弱～6強と予測される。

(参考資料：大阪府地震被害想定(平成19年3月)

地震災害

震度分布図



この震度分布図は、上記断層帯、生駒断層帯、南海トラフ、3つの地震を単独で震度となる震度帯ごとに作成しています。実際の地震発生時には、震源の位置、規模、発震時刻などにより震れ方が異なります。表示されたおそれの状況が発生することを示すものではありません。

震度階級表

震度	震度	震度	震度
震度4	震度5弱	震度6弱	震度7
※ほとんどの人が驚く。 ※壁に反動がつかない程度に大きく揺れる。 ※すわりの悪い器物が、倒れることがある。	※大半の人が、恐怖を覚え、壁をつかまりたいと感じる。 ※壁にある食器類や本が落ちることがある。 ※固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	※立つていることが困難になる。 ※壁のタイルや壁がガラスが破損、落下することがある。 ※軽微性の古い水漏れ設備に、圧が加わり、漏水が噴いたりすることがある。倒れるものもある。 ※物が倒れやすくなる。	※ほとんどの人が、恐怖を覚え、壁をつかまりたいと感じる。 ※壁に反動がつかない程度に大きく揺れる。 ※壁に反動がつかない程度に大きく揺れる。 ※壁に反動がつかない程度に大きく揺れる。 ※壁に反動がつかない程度に大きく揺れる。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020080/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tyokkagata.html)

【洪水】

柏原市が公表している「総合防災マップ」によると、市内を流れる大和川および石川の洪水により、市街地地域の一部や、企業が数多く立地する片山町、玉手町、円明町、石川町の一部において、5mを超える浸水が予想されている。

このため、これらの地域では浸水対策や事業継続体制の強化が特に重要となる。

(参考資料：大和川水系大和川洪水浸水想定区域図

https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/bousai/shinsui_soutei/oi2v780000000ttr-att/yamato_sinsui01.pdf)

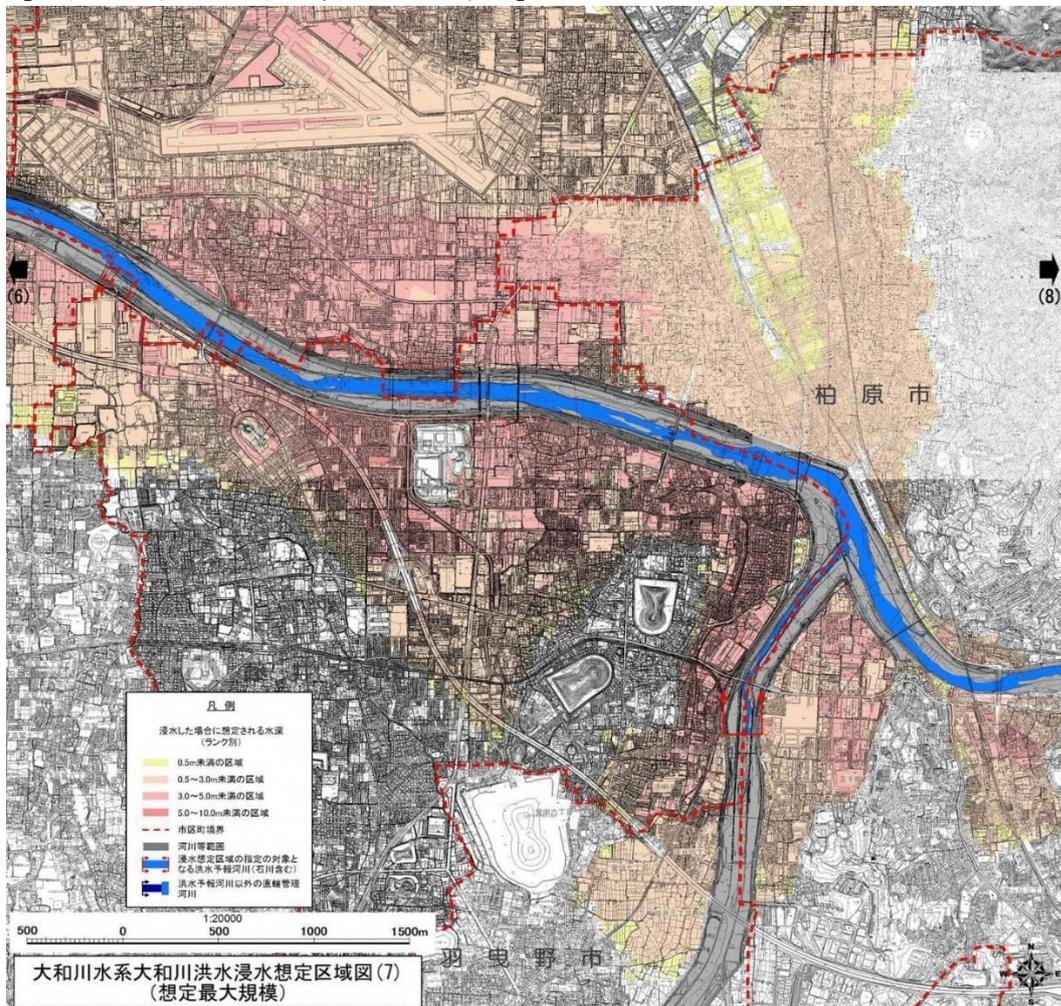
(参考資料：大阪府洪水リスク表示図 <https://www.river.pref.osaka.jp/>)

(参考資料：柏原市内水ハザードマップ

<https://www.city.kashiwara.lg.jp/category/bunya/bosaigai/bosai/>)

(出展：柏原市総合防災マップ P 4)

【大和川水系大和川洪水浸水想定区域図】



【土砂災害】

大阪府の土砂災害防止法に基づく指定状況によると、土砂災害警戒区域が235箇所、土砂災害特別警戒区域が207箇所あり、長期にわたる雨や集中豪雨等によって、堅下地区、堅上地区、国分地区で土砂災害が生じる恐れがある。

(参考資料：大阪府内の土砂災害防止法の指定状況

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130110/damusabo/dosyahou/d_sitei.html)

【津波】

柏原市は内陸部に位置するため、大阪府による南海トラフ巨大地震の津波浸水想定において、直接的な津波の浸水想定はされていない。大阪府の地震・津波ハザード検討でも、津波浸水の主要対象は沿岸部であり、柏原市は津波浸水想定の対象地域には含まれていない。

(参考資料：南海トラフ巨大地震に関する地震・津波ハザード

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91/siryoul.pdf>)

【感染症】

感染症の流行影響は、不確実性が高く予測が困難であり、人的リスクや長期的影響が大きい。人員の確保や物流の停止、沈静化の時期を予測できないなどのリスクが挙げられる。

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2, 775者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2021年6月時点)
- ・中小企業者数 2, 244者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2021年6月時点)
- ・小規模事業者数 1, 325者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2021年6月時点)

3) これまでの取組

< 柏原市の取組 >

- ・柏原市地域防災計画の策定、柏原市業務継続計画の策定、柏原市受援計画の策定
- ・防災行政無線の設置、防災訓練の実施、地域自主防災訓練への協力
- ・防災資機材、避難所備蓄物資の備蓄

< 柏原市商工会の取組 >

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続（BCP）策定支援
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・柏原市が実施する防災訓練への参加及び協力

② 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる柏原市と柏原市商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていないため、現在対応を検討している。
- ・柏原市商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症特有のリスク想定が不十分であり、環境未整備の部分も見られる。

③ 目標

◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計150事業者

- 令和8年度：30事業者
- 令和9年度：30事業者
- 令和10年度：30事業者
- 令和11年度：30事業者
- 令和12年度：30事業者

◎ 自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：計8,000事業者

- 令和8年度：1,600事業者
- 令和9年度：1,600事業者
- 令和10年度：1,600事業者
- 令和11年度：1,600事業者
- 令和12年度：1,600事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを維持する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から維持する。

<p>④ その他 柏原市商工会の事業継続計画の有無：有</p>
<p>事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間</p>
<p>⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</p> <p>⑥ 事業継続力強化支援事業の内容 ・柏原市商工会と柏原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。</p> <p>1) 事前の対策 ・本計画の内容を予め整理して、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。</p> <p>a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、連携窓口の明示、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・今後も感染症の流行や新たなウイルスの出現が想定されることから、各事業者に対しては、過去のパンデミック事例を踏まえたリスク評価と、事業継続のための事前対策を促すとともに、地域全体の感染防止に資する行動を呼びかける。</p> <p>b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援 ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援 ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援 ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援 ・大阪府と連携した専門家派遣による個別相談対応の実施</p> <p>c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握 ・事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業継続計画（BCP）策定・取組状況を確認する。</p> <p>d) 当該計画に係る訓練の実施 ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、柏原市と柏原市商工会との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。</p> <p>e) 関係団体等との連携 ・関係団体等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。 ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援</p> <p>f) フォローアップ</p>

柏原市防災担当部局・商工担当部局・感染症担当部局と柏原市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を柏原市商工会と柏原市で共有する。)
- ・感染者が発生した際には会内報告ルートのもと体調確認を行うとともに、事業所の消毒、換気、手洗いうがいの徹底を行い、保健所への報告要否を確認する。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条による「緊急事態宣言」が政府により発出された場合、柏原市における対策本部設置に基づき感染症対策を実行する。

b) 応急対策の方針決定

- ・柏原市商工会と柏原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・柏原市が策定した「柏原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、会内の体制整備を行い継続できるよう努める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

※被害規模の目安は、以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により柏原市商工会と柏原市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～3週間	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

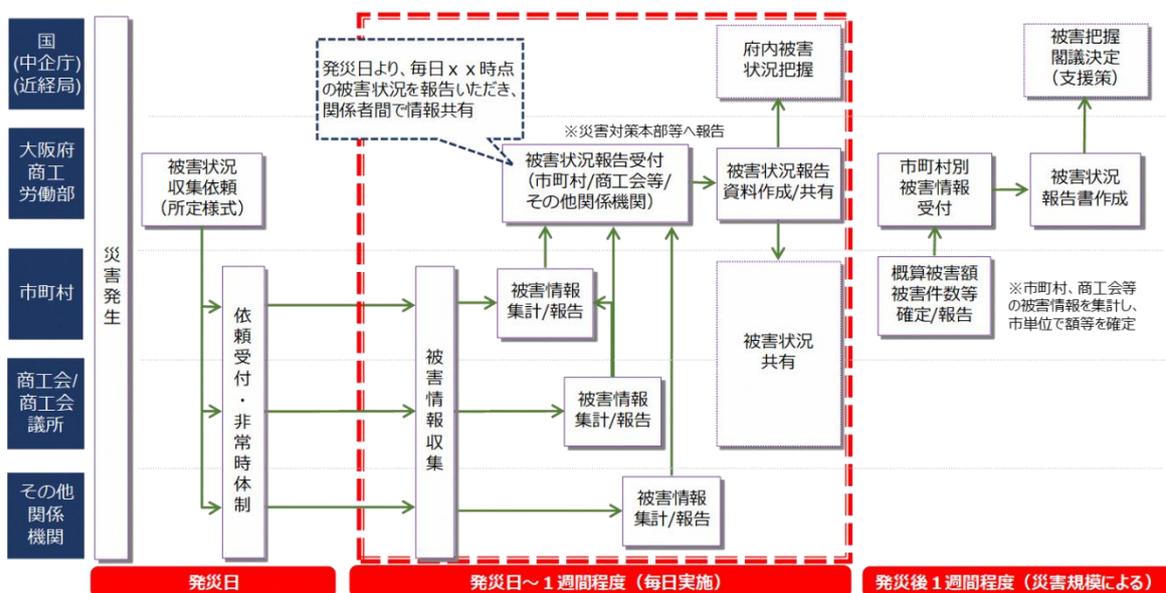
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・感染症の場合、政府や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府指定の方法で柏原市商工会または柏原市より大阪府へ報告する。
- ・当会と当市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて当会又は当市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、柏原市と柏原市商工会で相談・決定する。（柏原市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・会員事業所に対しては、災害発生後、速やかに電話やFAX、LINE 公式、ホームページ、X 等のツールを通じて状況報告および対応案内を行う。 電話不通時は、LINE 公式 SMS、出勤可能職員による巡回等も補完手段とする。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、柏原市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

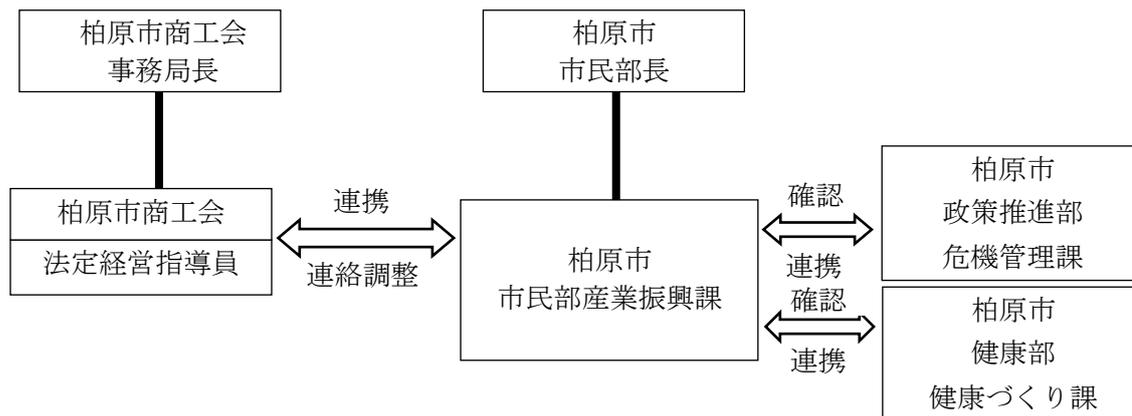
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 脇田 彩衣 (連絡先は(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

柏原市商工会

〒582-0007 柏原市上市一丁目2番2号 アゼリア柏原5F

TEL: 072-972-0881 (直通) / FAX: 072-973-1201

E-mail: info@kashiwara-good.org

②関係市町村

柏原市市民部 産業振興課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

TEL: 072-972-1554 (直通) / FAX: 072-971-2530

E-mail: sangyo@city.kashiwara.lg.jp

柏原市政策推進部 危機管理課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

TEL: 072-972-1529 (直通) / FAX: 072-920-7192

E-mail: kikikanri@city.kashiwara.lg.jp

柏原市健康部健康づくり課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

TEL : 072-920-7381 (直通) / FAX : 072-920-7036

E-mail : kenkofukushi@city.kashiwara.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【柏原市商工会】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
⑩必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、柏原市補助金、大阪府補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【柏原市】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
⑩必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府商工会連合会 会長 上村 一彦 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階 TEL：06-6947-4340 / FAX：06-6947-4343 E-mail：shokoren@osaka.sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
事業継続計画（BCP）策定支援事業
連携して事業を実施する者の役割
当会・当市が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣 BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当会・当市でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。
連携体制図等
<pre>graph TD; A((柏原市商工会 柏原市)) -- 講師依頼 --> B((大阪府商工会 連合会)); B -- 策定アドバイス --> A; A -- セミナー開催 策定支援 --> C((小規模事業者)); B -- セミナーでの講義 当連合会が保有するBCP様式により支援 必要に応じ当会と策定支援 --> C;</pre>